

第2次琴浦町男女共同参画プラン実施計画に基づく平成28年度具体的取り組みと上半期進捗状況について

■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進(男女の登用率を均衡にする)	・各委員会等について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	企画情報課	25～29	随時	男女共同参画行政推進会議で、各種委員選任の際には男女登用率が均衡となるよう努めることを確認。あわせて、特定の人に偏らず多くの人が参画できるような配慮も必要であることを所属機関等へ周知する。	4月 政策・方針決定過程における各種委員会・審議会委員の女性登用率を調査した。(7月1日現在、女性登用率 36%)	新たな各種委員会・審議会委員選任時に向けて、女性登用の呼びかけを行う。
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画リーダー候補者	社会教育課	25～29	随時	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。	男女共同参画推進会議に鳥取県等が主催する研修会を案内、参加推進を図った。	研修会を案内する。特に新規入会者に参加推進を図る。

施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	11月	部落役員における女性の登用促進について、各区長に文書で依頼する。	未実施	11月 部落役員への女性登用について文書を各区長に送付予定
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29	通年	女性消防団員については定数を満たした場合は、欠員が出るまで取組は行わない。自主防災組織への女性登用については、説明会において啓発を行う。	平成28年4月1日付けで1名入団。(現在7名)	消防団員・・・イベント等で今後も加入への呼びかけを行っていく。自主防災組織への登用・・・結成の相談等にこられた自治会に対し呼びかけを行っていく。
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課 社会教育課	25～29	(総)通年(社)5～6月	(総務課)部落運営にかかわる方の男女別人数について調査の報告方法について、見直しを行い集計しやすく変更する。また、女性登用率による部落自治振興費の特別交付を検討する。(社会教育課)自治会組織の実態調査について平成27年度聞き取り結果の分析を行う。	(総務課・社会教育課)女性登用に係るアンケート方法の見直しを行った。	(総務課)11月 部落役員への女性登用について文書を各区長に送付し、アンケートを実施する。(社会教育課)予定なし。

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	随時	(商工観光課・社会教育課)鳥取県や各種機関が主催する講座のチラシ配架などの情報提供を行う。	(商工観光課)鳥取県等が主催する研修会や講座などの情報について、チラシ配架やホームページなどを通じて随時提供した。(社会教育課)未実施	(商工観光課・社会教育課)各種機関が主催する講座のチラシ配架を行う。

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次NO	具体的施策	実施計画			平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	随時	企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。	多岐に渡る相談窓口を町報に掲載している。 (相談件数0件)	相談があれば関係課等と連携して対応する。
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	11月	男女共同参画フォーラム開催支援を行う。	8月20日(土)13:30～男女共同参画フォーラム開催支援を行った。 テーマ LGBTトランスジェンダーってなに? (参加者 60名)	-
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	随時	講演会等でプランのダイジェスト版配布等を行い、PRに努める。	8月20日 男女共同参画フォーラム、男女共同参画講演会においてプランダイジェストを配布した。	まなびのつどい等においてプランダイジェストを配布する。
		・第2次プランダイジェストを適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課	25～29	随時	各種講演等の機会にダイジェスト版配布を行う。	各課と連携し、フォーラムや講演会時にプランダイジェストを配布している。	機会を捉えてプランダイジェストの配布を行う。
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)のPR	町民	社会教育課	25～29	5～6月	5～6月にTCCミニドラマを5話放映、広報ことうら6月号に週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。	6月20～24日 男女共同参画啓発TCCミニドラマ「ハッピーライフ&ハッピーワーク～幸せ創生物語」を放映、またホームページ等で週間のPRを行った。	-
		・広報紙で男女共同参画に関するPR等を行う	町民	社会教育課	28	2月	広報紙で「輝く女性」の特集を行う。	-	広報2月号記事を作成・掲載する。
		・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。	よりん彩ネット登録人材の情報提供を行った。	情報提供を行う。
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行う。	人権図書コーナーの資料整備を行い、情報を入手しやすい環境を整えた。	随時、関連図書を購入し、情報提供を行う。
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	(社)通期 8月～9月(予定) (人)通年	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課) 開催事業について町ホームページ、行政放送等による情報提供を行う。	(社会教育課) よりん彩主催「相談にかかわる人たちのための講座」などのチラシをまなびタウン等公共施設に配架した。 (人権・同和教育課) 同和問題講演会(東伯文化センター事業)について、町ホームページや行政放送、ポスター掲示等を行い、情報提供を行った。	(社会教育課) 公共施設へのチラシ配架を行う。 (人権・同和教育課) 機会を捉えて情報提供していく。

●重点目標3 家庭教育・社会教育における男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などを行う際に、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、企画立案・事後評価の際に確認と点検を行う。	性別に基づく固定的な役割分担を前提としない行事や活動となるよう啓発を行った。	機会を捉えて啓発する。
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	随時	・固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行、行事等が無い点検を行う。 ・個人の尊重、男女の平等・相互理解と協働についての理解を深める学習指導を行う。	性別に基づく固定的な役割分担を前提とした学校運営とならないよう計画訪問等で確認した。	機会を捉えて啓発する。
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	随時	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員に対し町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等への積極的な参加推進を行う。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画講演会への参加推進を行う。	(教育総務課) 町主催に限らず、県関係もの含め、セミナー・研修会等の情報提供及び参加依頼を行った。 (社会教育課) チラシ配布等により、下記男女共同参画講演会への参加推進を図った。 ・9月3日 やってみよう! 未来に続くジグおこし(下郷・上郷・古布庄地区公民館共催) ・9月22日 地域創造! イクジイ、イクバアの出番!!(赤碕地区公民館共催)	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員に対し町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等への積極的な参加推進を行う。 (社会教育課) 男女共同参画講演会への参加推進を行う。
③	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	通年	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同推進条例及び男女共同参画菅家講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけと関連内容開催推進を図る。	各講座を開催した。 ・8月30日 子育て支援講座 ・9月22日 家庭教育講座	各講座を開催する。
④	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施	町民	人権・同和教育課	25～29	9月(予定)	東伯文化センター同和問題懇談会で、「DVと人権」についての学習機会を提供する。(浦安地区公民館) 3年間で東伯地区の地区公民館全てで開催する予定。(H28年度で終了)	6月22日 東伯文化センター同和問題懇談会を開催した。 テーマ:「もっと知りたいDVのこと」 会場 浦安地区公民館 参加人数 28人	下半期は男女共同参画に関する研修会の開催予定なし
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	地区公民館と連携し、町内4会場で講演会を開催する。	下記のとおり地区公民館と連携して男女共同参画講演会を開催した。 ・9月3日 やってみよう! 未来に続くジグおこし(下郷・上郷・古布庄地区公民館共催) ・9月22日 地域創造! イクジイ、イクバアの出番!!(赤碕地区公民館共催)	下半期は予定なし。
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	社会教育課	25～29	7～11月	6～8月 男女共同参画講演会 7月(予定) 男女共同参画フォーラム 10月(予定) まなびのつどい等の機会に託児を設定する。	8月20日 男女共同参画フォーラムにおいて託児を設定した。	10月8日 まなびのつどいにおいて託児を設定予定。

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	随時	小中学校の児童生徒・保護者を対象に、スマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージによるコンタクトリスクに対する啓発や、メディアリテラシーに関する学習や研修の機会を設定する。	大人の目が離れがちになる夏休みを前にした1学期末に児童生徒を対象に、スマホやインターネットの危険性や正しい使い方について講演会(ケータイ・インターネット教育推進員を講師とした)を実施した。	2学期以降にも計画されている。
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行う。	未実施	2学期にコーナーを設置予定である。
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に専門的に対応する。 各中学校に教育相談員を配置し、生徒、保護者等の日常的な相談に対応する。 各小中学校において、ハイパーQUやアンケート、教育相談を児童生徒を対象に実施し、困り感や悩みへの早期発見、早期対応に努める。	・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者への専門的な相談活動が実施できた。 ・ハイパーQUやアンケート、教育相談を実施し、困り感や悩みへの早期対応を図った。 ・教育相談員は、配置できていない。	・様々な機会や方法による教育相談を充実させる。 ・教育相談員の人選を進める。
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進する。	各学校が人権尊重を基本的な教育目標に掲げ、日々の教育活動通じて取り組んでいる。	取組を継続する。
		・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	6月	学校生活を通じ、男女の別なく分担し、互いに助け合うことの大切さを認識する指導を行う。 中学生を対象に職場体験学習等を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成と男女の相互理解と協働の認識を深める指導を行う。	教育活動全般で、男女の別なく互いを尊重し、協力し合うことを推進している。	取組を継続する。

■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	(総)通年 (商)通年	(総務課) 第2次特定事業主行動計画の内容を職員に周知するとともに、計画を着実に実行する。 検証結果を基に計画の見直しを行う。 (商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行う。	(総務課) 検証は未実施 (商工観光課) 町ホームページを通じて啓発を行った。	(総務課) 計画の検証を実施予定している。 (商工観光課) 継続して啓発を行う。
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	通年	事業所への通知や、講演時にパンフレットを送付等、周知を図る。	(商工観光課) 町ホームページを通じて啓発を行った。	(商工観光課) 継続して啓発を行う。
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行った。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図る。 (社会教育課) 啓発資料の町内企業等への配布を行う。	(商工観光課) 琴浦町育児休業促進奨励金について、チラシの配布等により周知を図った。(育児休業促進奨励金助成 1件) (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 制度周知を継続して実施する。 (社会教育課) 啓発資料の町内企業等への配布を行う。
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	(商)通年 (社)-	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内企業に送付・説明等を行う。	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行った。 (社会教育課) 未実施。	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内企業に送付・説明等を行う。
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	(総)通年 (商)通年	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る。セクハラを含めたあらゆるハラスメントについて研修を行う。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時のパンフレット送付等で周知を図る。	(総務課) 相談体制は管理職会で周知したが、研修会は未実施。 (商工観光課) 現時点で該当する研修会等の案内なし。	(総務課) 相談体制を引き続き周知するとともに、研修会の実施や他の研修への参加等も検討したい。 (商工観光課) 各機関等が実施する研修会等の情報提供を行う。

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時に研修案内を送付、情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行った。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・男女雇用機会均等法等の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	6月 3月	人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。	未実施	適時に情報提供、広報を実施する。
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	(商)通年 (総)-	(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランス等に関するパンフレットを配布する。 (総務課) 職員の休暇、育児短時間等の制度を周知するなど引き続き取り組む。 特定事業主行動計画策定・推進委員会において、子育て関係の休暇制度や助成金をまとめた職員向けハンドブックを作成し、配布を予定	(商工観光課) 町ホームページを通じて啓発を行った。 (総務課) ・管理職会等で休暇制度を周知した。 ・職員向けハンドブックを作成中。	(商工観光課) 継続して啓発を実施する。 (総務課) ・職員の休暇、育児短時間等の制度などの周知に努める。 ・職員向けハンドブックを配布予定。
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	(社)- (商)通年	(社会教育課・商工観光課) 認定企業制度・認定企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。	(商工観光課) 町内認定企業についてホームページを通じて紹介。 (社会教育課) 未実施	(社会教育課・商工観光課) 認定企業制度・認定企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(社会教育課・商工観光課) 協力企業制度・協力企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。	(商工観光課) 町内認定企業についてホームページを通じて紹介した。 (社会教育課) 未実施	(社会教育課・商工観光課) 認定企業制度・認定企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	(社)6月 (商)通年 (農)通年	(社会教育課) TCC企画番組において、企業での男女共同参画意識についての内容を放送する。 (商工観光課) 各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど、男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性を協議会の会員として、認定申請・再認定時に加入促進をはかるとともに、既認定者についても研修会等への参加要請を行う。	(社会教育課) 男女共同参画啓発TCCミニドラマ(6月20～24日放映)で企業の意識に関する内容を放送した。 (商工観光課) パンフレットの配架や町ホームページを通じた啓発を行った。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性を協議会の会員として、認定申請・再認定時に加入促進を図るとともに、既認定者についても研修会等への参加要請を行った。 上半期実績:0件	(社会教育課) 予定なし。 (商工観光課) 継続した啓発を実施する。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性の加入、参画についての啓発を行う。

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・方針決定の場への女性の参画の促進	・認定農業者協議会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	通年	役員会への女性正副部長の参加要請を行うとともに、女性部会での研修等活動支援を行う。	7月14日 役員会開催し、女性部長が参加した。 7月21日 女性部研修会を開催した。	役員会への女性正副部長の参加要請を行うとともに、女性部会での研修等活動支援を行う。

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農林水産課	25～29	通年	認定農業者再申請時に共同申請の啓発情報提供を行う。	認定申請及び再申請時に共同申請の啓発を行った。(上半期実績 0件)	認定申請及び再申請時の啓発を行う。
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 漁業 林業自営業者	農業委員会事務局	25～29	通年	関係機関と連携しながら、家族経営協定締結を推進する。	親元研修実施農家について、締結を行った。 (締結 1件)	関係機関と連携しながら、継続して家族経営協定の締結を推進する。

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	イクボスの養成・促進	・琴浦町でイクボスを増やす	行政 町内企業	企画情報課 商工観光課	27～29	(企)4月 (商)通年	(企画情報課) 庁内でのイクボス推進 (商工観光課) 町内企業へイクボスに関する情報提供を行い、イクボスの増加に努める。	(企画情報課) ・4月1日 新たに管理職となった課長にイクボス宣言をしていただいた。 ・イクボスパッチを管理職着用分として20個購入した。 (商工観光課) 未実施	(企画情報課) 管理職にイクボスパッチを着用してもらう。 (商工観光課) 情報提供を行う。
②	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29	(人)9月 (予定) (社)随時	(人権・同和教育課) 東伯文化センター同和問題懇談会で啓発資料等を配布する。 (社会教育課) 講演会等の機会にチラシを配布する。また、TCC企画番組において、ワーク・ライフ・バランスの内容を啓発する。	(人権・同和教育課) 東伯文化センター同和問題懇談会で、「第2次琴浦町男女共同参画プラン【概要版】」を配布した。 (社会教育課) 6月20～24日放映 男女共同参画啓発TCCミニドラマでワークライフバランスについての内容を放送した。	(人権・同和教育課) 下半期は実施予定なし (社会教育課) 予定なし。
③	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	(商)通年 (総)通年	(商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知と取得促進を図る。 (総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。特定事業主行動計画推進委員会にて具体的な取得促進策について協議する。	(商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等について、チラシの配布等により制度の周知を図った。 (男性の育児休業取得に対する奨励金の申請:0件) (総務課) 管理職会等で休暇制度は周知したが、特定事業主行動計画推進委員会での具体的な方策の協議は未実施。	(商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知と取得促進を図る。 (総務課) 特定事業主行動計画推進委員会での具体的な方策を協議予定。
		・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	保護者等	子育て健康課	25～29	通年	母子手帳交付時に育児休暇制度及び、育児休業給付金について、パンフレットを用いて説明・啓発を行う。	母子手帳交付時に育児休暇制度及び、育児休業給付金について、パンフレットを用いて説明・啓発を行っている。	引き続き、母子手帳交付時に育児休暇制度等について、説明・啓発を行う。
④	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社) 通年 (町) 通年	(社会教育課) 町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例に照らした家庭教育講座を各小中学校・子育て支援センターと共催で開催する。 (子育て健康課) 保育園・こども園に働きかけ、ペアレントトレーニング開催の要望があれば随時開催する。	(社会教育課) 各講座を開催した。 ・8月30日 子育て支援講座 ・9月21日 家庭教育講座 (子育て健康課) ・6月24日 みどり保育園ペアレントトレーニング ・8月19日・9月29日 ふなのえこども園ペアレントトレーニング	(社会教育課) 引き続き各講座を開催する。 (子育て健康課) 10月21日 ふなのえこども園ペアレントトレーニング開催予定。
		・介護研修の実施	町民	福祉あんしん課	25～29	随時	高齢者クラブ総会、敬老会等の際に講座を開催する。	9月18日 介護講座を実施した。(上伊勢敬老会)	高齢者クラブ総会、敬老会などで希望があれば講座を開催。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社)通年 (健)通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 栄養講座の中に男子キッチンを取り入れ、引き続き男性の参加を呼びかけ実施していく。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行った。 ・5月21日 浦安地区公民館(参加19名) ・5月30日 赤碕地区公民館(参加31名) ・6月28日 八橋地区公民館(参加19名) ・7月11日 赤碕地区公民館(参加44名) ・7月14日 以西地区公民館(参加15名) ・9月10日 下郷地区公民館(参加17名) ・9月22日 赤碕地区公民館(参加85人) (子育て健康課) 各集落の健康づくり推進員、公民館等に対し、男性対象の料理教室の開催呼びかけ等を行った。	(社会教育課) 男性を対象にした料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 男性だけの開催が難しい。 各集落の健康づくり推進員、公民館等に対し、男性対象の料理教室の開催呼びかけ等を行う。

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	(商)通年 (社)通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修等で、企業の管理職向けに「ワーク・ライフ・バランス」を含めた講演会等を企画する。 (社会教育課) 各種講座等の開催時にワーク・ライフ・バランスチラシを配布・啓発する。	(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 6月20～24日放映 男女共同参画啓発TCCミニドラマでワークライフバランスについての内容を放送した。	(商工観光課) 3月の研修会においてWLB関連の講演会を企画している。 (社会教育課) 講座等でワーク・ライフ・バランスチラシを配布・啓発する。
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	子育て健康課	25～29	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び保育園が連携し、事業を行う。また、利用者・会員の増加に向けて周知を行う。	・保育園・こども園の参観日にファミリーサポートセンターの事業紹介とPRをした。 ・6月30日 子育て支援センターと連携して救急救命講習会開催した。(参加者15名)	10月14日 遊びの広場を開催予定。
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	子育て健康課	25～29	通年	計画に基づき、連携して事業を行う。	未実施	放課後子ども総合プランに基づき、連携して事業を行う。
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	子育て健康課 人権・同和教育課	25～29	-	各小学校校区に設置済	(子育て健康課・人権・同和教育課) 各小学校校区に設置済 浦安児童クラブは、定員を30名増加。	(子育て健康課・人権・同和教育課) 各小学校校区に設置済
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	子育て健康課 人権・同和教育課	25～29	(町) -	(子育て健康課) 支援が必要な児童へ対応するため加配の予算を確保する。 (人権・同和教育課) 県主催の指導員研修に参加し、支援が必要な児童への対応を改良していくと共に、H28年度より加配1名を配置し充実を図る。	(子育て健康課) 支援が必要な児童へ対応するため加配を配置した。 (人権・同和教育課) 指導員等を県主催の研修会に派遣した。(1人) 船上放課後児童クラブに加配1名を配置した。	(子育て健康課) 支援が必要な児童へ対応するため加配を配置。 (人権・同和教育課) 県等が開催する研修会等の機会を捉え、指導員を派遣する。
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	子育て健康課 福祉あんしん課	25～29	(町)通年 (健)通年 (福)通年	(子育て健康課) ・28年度版子育て応援ガイドブックを作成し、新たな情報を提供する。 ・母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介していく。 (福祉あんしん課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っていく。希望により部落への出前講座を開催したり、その他会合でPRしていく。	(子育て健康課) 母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時に、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介している。 (福祉あんしん課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布をした。	(子育て健康課) 母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介していく。 (福祉あんしん課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っていく。希望により部落への出前講座を開催したり、その他会合でPRしていく。
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	子育て健康課	25～29	通年	子育て支援センターは主に交流や情報交換の場として位置づけられているので、研修ではなく利用者に働きかけられる内容の事業の実施を検討する。	8月30日 社会教育課やファミリーサポートセンターと共催で子育て講座を開催した。(参加 23人)	社会教育課やファミリーサポートセンターと共催で子育て講座を開催する。

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・シルバー人材センター運営支援	高齢者	福祉あんしん課	25～29	7月・9月 12月	シルバー人材センター運営補助金を交付する。	シルバー人材センター運営補助金を交付した。	シルバー人材センター運営補助金を交付する。
		・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉あんしん課	25～29	年1回	策定委員会を開催し、第6期二年次の進捗状況並びに総合事業実施に向けて検討する。	未実施	策定委員会を開催し、第6期二年次の進捗状況並びに総合事業実施に向けて検討する。
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉あんしん課	25～29	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催。全会場で新わくわく琴浦体操継続して実施する。	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施した。(町内16会場で開催)全会場で新わくわく琴浦体操継続して実施した。9月に「はればれ」参加者にスクリーニングを行い評価をした。	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催。全会場で新わくわく琴浦体操継続して実施する。3月に「はればれ」「いきがい」参加者にスクリーニングを行い評価する。
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉あんしん課	25～29	4月・8月・ 12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成した。(現在89サークル活動中)	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉あんしん課	25～29	通年	コーディネーター1名を配置し地域と連携をとりながら、活動を行っていく。	7月から生活支援コーディネーター1名を配置。地域の生活支援サービスや高齢者の活動拠点等の洗い出し、課題の抽出を行う。	既存の地域の生活支援サービスや高齢者の活動拠点等の洗い出し、課題の抽出を行い、それに基づき、協議体を設置し、関係機関と不足する高齢者の生活支援サービス等を検討し課題解決を図っていく。
		・老人クラブ女性リーダー交流会支援	老人クラブ 女性リーダー	福祉あんしん課	25～29	年1回	市町村老く連女性リーダー研修会に参加。	7月27日 市町村老く連女性リーダー研修会に女性委員長(1名)、女性委員(2名)が参加した。	上半期で終了
②	・総合的な障がいのある人の施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉あんしん課	25～29	年間	第2期琴浦町障がい福祉計画に基づき、各種事業を実施により障がい者福祉の充実を図る。	・計画に基づき、相談支援、必要な福祉サービスの支給を決定した。 ・重症心身障がい児者受入事業看護師配置補助事業、医療機器購入事業、訪問入浴サービス事業を実施した。	児童を対象に移動支援、日中一時支援に関するニーズ調査を行い、結果を基にサービスの充実に向けて検討していく。
③	・総合的な障がいのある人の活動拠点の整備	・公民館のバリアフリー化における支援	町民	総務課	28～29	(総)随時	公民館等集会施設(コミュニティ施設)のバリアフリー化を促進することにより、住民の誰もが安全かつ容易に利用できる拠点を整備し、地域活動の充実・強化を図る。	平成28年度より補助制度を新設、事業紹介と利用促進のため、5月に全区長に向けて文書を発送した。	利用促進のため、継続して周知を図る。
④	・介護における男女共同参画意識の啓発	・介護予防フォーラム開催	町民	福祉あんしん課	25～29	年1回	町民の介護予防意識を高め、今後自立した生活が継続できるよう介護予防フォーラムを開催する。	11月12日のフォーラム開催に向けて3課で連携し企画・準備中。	11月12日 介護予防フォーラムを開催予定。一人でも多くの町民に参加してもらい、介護予防意識を高め、今後も自立した生活を継続できるよう、認知症予防、健康寿命の延伸について考えていただく機会とする。
		・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉あんしん課	25～29	年1回	認知症に対する偏見を取り除き、認知症を正しく理解していただくためのフォーラムを開催し、住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくりを目指す。	フォーラム開催に向けて日程・内容等の調整等準備中。	認知症に対する偏見を取り除き、認知症を正しく理解していただくためのフォーラムを2月に開催し、住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

⑤	・認知症への理解の啓発	・企業に認知症サポーターを養成する ・小・中学校にキッズサポーターを養成する ・地域住民に認知症サポーターを養成する	町内事業所 小・中学校 地域住民	福祉あんしん課	25～29	通年	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開始する。	6月6日 琴の浦高等支援学校実施(参加者20名) 8月25日 東伯文化センターにおいて中学生を対象に実施(参加者17名)	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開始する。
		・認知症予防検診「ひらめきはつらつ教室」の開催	町民	福祉あんしん課	25～29	通年	高齢者サークルや地域サロン、部落の集まり等に積極的に開催を呼びかけ、希望する団体へ出張教室を開催する。	高齢者サークルや地域サロン等の5会場が申し込みがあった。	高齢者サークルや地域サロン、部落の集まり等に積極的に開催を呼びかけ、希望する団体へ出張教室を開催する。10月以降は10会場の申し込みがあり随時実施していく予定。
⑥	・男性の家族介護者教室の開催	・家族介護者教室開催及び男性参加推進	町民	福祉あんしん課	25～29	通年	今後も要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催する。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。	要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催中。(参加者 男性家族介護者1～3名)	今後も毎月1回、かぞくの集いを開催し、新規の家族介護者や男性家族介護者、若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。

施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等対策総合支援事業推進	ひとり親家庭	福祉あんしん課	25～29	通年	高等職業訓練促進費及び自立支援教育訓練費の活用。	・児童扶養手当現況届等の折に「ひとり親家庭のしおり」を配布し、事業の啓発を行った。 ・随時相談に対応した。 ・高等職業訓練促進費を給付した。(2名) ・自立支援教育訓練費について周知した。(利用なし)	高等職業訓練促進費及び自立支援教育訓練費の啓発を行っていく。
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。	町営住宅の募集において、優先入居制度による1次募集を実施した。	優先入居制度による1次募集を実施する。
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉あんしん課	25～29	4～5月	小中学校に入学する児童を養育するひとり親に対し入学支度金の支給を実施し、ひとり親家庭の健全な育成を図る。	小中学校に入学する児童を養育するひとり親25名に対し、入学支度金の支給を実施した。	遺族年金受給中のひとり親の把握が十分にできないため、広報が必要。

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。	国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行った。	国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	子育て健康課	25～29	通年	外国人の方等に外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行う。	外国人の方等に外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行った。(0件)	外国人の方等に外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行う。
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	通年	リーフレットを配架するなど、外国語を母語とする住民に対しての情報提供を行う。	リーフレットを配架し、外国語を母語とする住民に対しての情報提供を行った。	引き続きリーフレットを配架するなど、外国語を母語とする住民に対しての情報提供を行う。
		・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	通年	長期滞在者:年間5回の交流と情報交換の会を開催。 短期・長期滞在者:年2回、町内散策等で交流を深める。	・長期滞在者の交流事業を実施した。 5月22日 カゴ細工作り(10名参加) 7月24日 フェルト小物作り(5名参加) 9月11日 健康づくりに関する講話 ・短期・長期滞在者対象事業を実施した 8月28日 町内寺院での座禅体験など(47名参加)	・長期滞在者の交流事業を実施する。 10月30日 軽スポーツによる交流 11月6日 町文化祭にて各国の料理を作り、来場者に試食してもらう。 1月 事業内容未定 ・短期・長期滞在者対象事業を実施する。
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流コーディネーターによる韓国語講座の開催。	毎週火曜日、国際交流コーディネーターによる韓国語講座の開催した。	国際交流コーディネーターによる韓国語講座の開催する。
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通じた国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習など様々な機会を捉えて国際理解教育を行う。	外国語指導助手を、中学校だけでなく、小学校や保育園・こども園に派遣し、幼い頃から英語を学ぶことを通じて国際理解や異文化理解の素養を身につけるよう取り組んでいる。	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習など様々な機会を捉えて国際理解教育を行う。

●重点目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	未実施	公民館と連携して講座を開催する。
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	子育て健康課	25～29	通年	毎月、町報に相談窓口を掲載する。	毎月、町報に相談窓口を掲載した。	毎月、町報に相談窓口を掲載する。
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	子育て健康課	25～29	通年	マニュアルを活用し、的確な対応を行えるよう体制を整える。	マニュアルを配置し、的確な対応を行えるよう体制を整えた。	マニュアルを配置し、的確な対応を行えるよう体制を整える。
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・パープルリボンの啓発活動の実施	町民	子育て健康課	25～29	通年	県事業と連携し、取り組み期間中(11月)に集中して啓発を行う。	未実施	11月 県事業と連携し、取り組み期間中に集中して啓発を行う。
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29	未定	校長会と要対協の連携を図る。児童生徒に対してはアンケートやQUの結果を踏まえて、教育相談を実施する。啓発用資料等を配布し、啓発に努める。	未実施	児童生徒への教育としてどういことが出来るか検討及び実施する。

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	子育て健康課	25～29	通年	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有した。	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	子育て健康課	25～29	通年	今後も関係機関が連携を深め、一層の体制の充実をはかる。	今後も関係機関が連携を深め、一層の体制の充実をはかった。	今後も関係機関が連携を深め、一層の体制の充実をはかる。
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	子育て健康課	25～29	通年	DVでの事例が発生時に速やかに対応する。	該当事案なし	DVでの事例が発生時に速やかに対応する。
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	子育て健康課	25～29	通年	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載した。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載する。

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
		・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	子育て健康課	25～29	5月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度同様、セット検診・医療機関健診を実施し、受診勧奨を行う。 定期診療者に対する医療機関からの情報提供にあつては、引き続き実施すると共に、協力医療機関の拡大を目指す。 参加率が低かったことから、結果相談会をやめ、特定健診後に対象者全員に保健指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、集団セット検診実施前に行政放送・文字放送等で受診啓発を行った。 各部落で実施した健康教室や健康づくり講演会等でミニ講話やチラシを配布するなどして検診の受診勧奨を行った。 特定健診受診者のうち、腹囲が特定保健指導の対象となると思われる方に対し保健指導を実施した。 保健指導実施者の中には、健診受診後生活習慣の改善に向けて取り組んでいる方も有り、健診会場での指導は有効であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 補足検診及び医療機関検診に向けて未受診者に対して10月に受診勧奨通知を行う。 集団セット検診会場で、基準に該当する対象者へ保健指導を行い、検診後の特定保健指導へ繋ぐ。 特定保健指導の対象外となる方の中にも指導の必要な方が有り、健診会場での保健指導の有り方を検討する必要がある。
		・健康ことうら計画の推進	町民	子育て健康課	25～29	年間3回	引き続き、健康づくり推進委員会において、計画目標達成に向けた協議・検討を行う。	7月7日 第1回推進委員会を開催し、一年間の取り組みを協議した。	計画の目標達成に向けて、関係機関と連携して取り組んでいく。
		・健康づくりウォーキング事業	町民	社会教育課	25～29	年間 5～7月 9～11月 1～3月 11月3日	<ul style="list-style-type: none"> ノルディックウォーク & ウォーキング体験会開催(11回)毎月第2日曜日定期的に実施 町内9地区公民館とタイアップして実施 体育施設スポーツ教室「ノルディックウォーキング教室」「気軽にウォーキング教室」 町民体力づくりウォーキング開催 赤碕コース 	<ul style="list-style-type: none"> 「元気に歩こう 琴浦を！」と題して、4月より各地区公民館とコース・距離等を検討して実施した。(参加登録者 61名) 4月10日 上郷地区 5月8日 成美地区 6月12日 古布庄地区 7月10日 以西地区 9月11日 下郷地区 毎週、ウォーキングに関する教室を開催した。 ノルディックウォーク教室 総合体育館(参加登録者 17名) ウォーキング教室 農業者トレーニングセンター(参加登録者 15名) 	ウォーキング教室を開催する。

①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	子育て健康課	25～29	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年1日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(5月～2月)	・集団セット検診等を実施。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(11月に実施予定) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(6月～2月) ・各部落で実施した健康教室や健康づくり講演会でミニ講話やチラシを配布するなどして検診の受診勧奨を行った。	・補足検診及び医療機関検診に向けて未受診者に対して10月に受診勧奨通知を行う。 ・各部落での健康教室等様々な機会を利用して受診勧奨していく。
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	子育て健康課	25～29	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応した。	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	子育て健康課	25～29	通年	・定例健康相談を実施すると共に、健康教室等での随時健康相談の実施を勧める。 ・健康づくり講演会・部落健康教室等を開催する。特に、過去5年間健康教室未実施部落での開催を勧める。	・健康づくり講演会4回、部落健康教室13回実施。過去5年間健康教室未実施部落の開催目標10部落としており、現時点で4部落開催。	・集落により意識の格差がある。過去5年間健康教室未実施部落に対し、開催勧奨を11月までに実施。
		・町内企業等を対象にした健康づくり出前講座	町民	子育て健康課	25～29	通年	協会けんぽと連携しながら、町内事業所の要請に基づき、医師・保健師・栄養士等を派遣して健康講座を実施する。	町内124事業所に健康講座の開催案内を送付。9月末までの実施はないが、申込件数が4件あり、10月以降実施予定。	小規模の事業所からの開催申込がない。小規模の事業所に対しては、事業主への開催勧奨を行う。2事業所の開催を目標とする。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社)通期 (健)通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 栄養講座の中に男子キッチンを取り入れ、引き続き男性の参加を呼びかけていく。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行った。 ・5月21日 浦安地区公民館(参加19名) ・5月30日 赤碕地区公民館(参加31名) ・6月28日 八橋地区公民館(参加19名) ・7月11日 赤碕地区公民館(参加44名) ・7月14日 以西地区公民館(参加15名) ・9月10日 下郷地区公民館(参加17名) ・9月22日 赤碕地区公民館(参加85名) (子育て健康課) 各集落の健康づくり推進員、公民館等に対し、男性対象の料理教室の開催呼びかけ等を行った。	(社会教育課) 男性対象の料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 男性だけの開催が難しい現状。各集落の健康づくり推進員、公民館等に対し、男性対象料理教室の開催を呼びかける。
		・心と身体の健康相談実施	町民	子育て健康課	25～29	奇数月	相談の場として、定例健康相談を開催する	・こころの相談利用者:1件 ・9月12日 自殺予防週間街頭キャンペーンを行った	広報・各種教室でのPRを行っている。
		・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと)養成研修の実施	町民	子育て健康課	25～29	随時	直接町民と身近に触れ合うことの多い、民生委員・健康づくり推進員・食生活改善推進員等を対象に研修会を行う。	健康づくり推進員・食生活改善推進員等を対象とした研修について、日程調整を行った。	食生活改善推進員養成講座や、健康づくり推進員と食生活改善推進員との合同会議を活用して研修を行う。
		・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	子育て健康課	25～29	随時	機会を捉えて、こころの健康と睡眠の大切さについて周知していく	部落健康教室等で、こころの健康をテーマにした講座を実施。部落や団体等での健康教室時に、睡眠の大切さについて伝えた。 6月23日(参加9名) 7月15日(参加12名) 9月15日(参加20名)	広報・各種教室でのPRを行っている。

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	教育総務課 子育て健康課 町民生活課	25～29	随時	(教育総務課) 日常の学校教育活動全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努める。 特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。 (町民生活課) 両中学校で、3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催する。 (子育て健康課) 保護者を対象とした思春期性教育講演会を開催する。	(教育総務課) 日々の学校教育活動や授業での性教育の推進を図っている。また、性教育参観日を設定した。 (子育て健康課) 定住自立圏共生ビジョンの取り組みとして、思春期性教育講演会を企画した。 (町民生活課) 未実施	(教育総務課) 日々の学校教育活動や授業での性教育の推進を図る。また、性教育参観日を設定する。 (子育て健康課) 思春期性教育講演会を11月に開催する。 (町民生活課) 12月 両中学校で、3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催する。
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に家族計画について啓発	町民	子育て健康課	25～29	随時	赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、パンフレットを用いて説明・啓発する。	赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、パンフレットを用いて説明・啓発を行っている。	赤ちゃん訪問時に家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、説明・啓発を行う。
		・妊娠・出産の適齢期、不妊予防について啓発	町民	子育て健康課	25～29	随時	婚姻届出時および成人式の際に、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。	婚姻届出時、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布している。	婚姻届出時、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。また、成人式にパンフレットを配布する。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	9月21日 聖郷小学校で児童・保護者を対象に「性を肯定的にとらえよう」(児童)「性に関する子育ての悩み」(保護者)をテーマにした家庭教育講座を開催した。	実施予定なし

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	子育て健康課	25～29	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供する。	ホームページ、町報にて情報提供した。	ホームページ、町報にて情報提供する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	随時	専門家講師を招聘した「エイズ予防」に関する学習の実施し正しい知識や生命を尊重する態度を育成する。 特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。	授業を中心に、性感染症についての正しい理解や相手を思いやる気持ちや態度の育成に取り組んだ。	性教育講演会等で、さらに取組を進める。
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	町民生活課	25～29	1月	成人式にエイズ予防等性感染症予防啓発のパンフレットを配布する。	実施なし	成人式でエイズ予防等性感染症予防啓発のパンフレットを配布する。
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	子育て健康課	25～29	10月11月	ポスター掲示等情報提供を行う。	不正大麻・けし撲滅のポスター掲示を行った。	薬物乱用防止月間(10月～11月)でのポスター掲示、及び広報等で情報提供を行う。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	随時	10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間に、情報コーナーで麻薬・覚醒剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行う。 保健体育授業において薬物乱用防止教育・指導を行う。学校薬剤師と連携した薬物乱用防止教室を開催する。(各小中学校)	未実施	各学校にて、外部講師(医師、薬剤師等)による薬物乱用防止教室を実施予定である。

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成28年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課	25～29	(総)随時 (企)随時	県等の実施する研修への参加を促す。	県等の実施する研修への参加を促した。	県等の実施する研修への参加を促す。
②	・進捗状況の把握とプランの実施計画の見直し・検討	・男女共同参画行政推進会議の開催と、町プラン及び本実施計画についての、進捗状況の把握、施策効果の検証	町	企画情報課	25～29	10月(上半期) 2月(下半期)	行政推進会議を開催し、プラン及び本実施計画についての進捗状況を上半期と下半期に分けて確認・把握する。	4月 男女共同参画行政推進会議委員を任命した。 5月13日 第1回男女共同参画行政推進会議を開催し、プランの年間行動計画を確認した。 9月15日 第2回男女共同参画行政推進会議を開催し、行動計画における4月～9月の進捗状況と下半期の目標を確認した。	10月4日 第1回男女共同参画審議会にて、上半期の進捗状況と下半期の目標についてご意見をいただき、進捗を進めていく。
		・上記にて把握された進捗状況及びプラン実施計画の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29	11月3月	年2回、審議会に進捗状況を報告し、進捗状況や実施計画の見直しを行う。	-	10月4日 第1回男女共同参画審議会を開催する予定。上半期の進捗状況についての意見等をいただく。
③	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29	随時	必要に応じて連携する。	必要に応じて連携する。	必要に応じて連携する。